



危険な空き家等の解体を補助します

(大淀町老朽危険空家等除却事業補助金)

近年、大淀町でも適正な管理がされないまま放置され、危険な状態になっている老朽化した空き家が問題となっています。

町では、町民の安全・安心と居住環境の向上を図るため、老朽化し危険な状態になっている空き家の解体工事に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

対象 建築物

- ・ 町内に存する空き家等であること
- ・ 不良住宅認定された空き家等であること(事前に認定を行います)
 - 住宅不良度チェックシートによる評点の合計が100点以上のもの
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による措置命令の対象となっていないこと
- ・ 建築物・土地等の所有関係が明確であること

対象者

- ・ 対象建築物を解体することに正当な権原を有すること
- ・ 町税を滞納していないこと
- ・ 本人又はその世帯の構成員全員が暴力団員等又は、これらと密接な関係を有する者でないこと

対象 工事

- ・ 補助対象者が行う補助対象建築物の解体工事であること
- ・ 次のいずれかに該当する者に発注する工事であること
 - 建設業法第3条の規定に基づく土木・建築・解体業者
 - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条の規定に基づく解体業者
- ・ 2月末までに実績報告ができる工事であること

補助額

補助対象経費の5分の4で、上限50万円(千円未満は切り捨て)

※ 補助対象経費には解体に要する経費や除却後の整地に要する経費を含み、消費税等を除きます。

※ 補助対象経費の上限は、国の定める標準解体工事費の1㎡当たりの限度額(木造33,000円/㎡・非木造47,000円/㎡(令和7年度))に延べ床面積を乗じた額とします。

申請 期間

令和7年4月1日 ～ 令和7年10月31日 ※役場開庁日時のみ

- ・ 申請受付は先着順、予算額に達した時点で申請受付を終了します。
- ・ 2月末までに、解体工事を終了し実績報告を提出してください。

【補助申請の手続きの流れ】

